

## 刈谷市路上喫煙の防止に関する条例

### (目的)

第1条 この条例は、路上喫煙の防止について、市、市民等及び事業者の責務を明らかにするとともに、必要な事項を定めることにより、安心、安全で快適な生活環境を確保することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 路上喫煙 道路、広場、公園その他の屋外の公共の用に供する場所（当該場所を管理する権限を有する者が設置し、又は設置を許可した灰皿その他これに類する設備が設けられた箇所を除く。）においてたばこを吸う行為又は火のついたたばこを持つ行為をいう。ただし、道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車（同法第3条に規定する大型自動二輪車及び普通自動二輪車を除く。）の車内において、車外にたばこの煙を流出させることなく、当該行為を行うことを除く。

(2) 市民等 市内に居住し、通勤し、通学し、若しくは滞在し、又は市内を通過する者をいう。

(3) 事業者 市内で事業活動を行う個人及び法人その他の団体をいう。

### (市の責務)

第3条 市は、路上喫煙の防止に関し、必要な施策を実施しなければならない。

### (市民等の責務)

第4条 市民等は、路上喫煙をしないよう努めなければならない。

2 市民等は、前条の規定により市が実施する施策に協力するよう努めなければならない。

### (事業者の責務)

第5条 事業者は、路上喫煙を防止する活動に積極的に取り組むよう努めなければならない。

2 事業者は、第3条の規定により市が実施する施策に協力するよう努めなければならない。

### (路上喫煙禁止区域の指定)

第6条 市長は、路上喫煙を特に防止する必要があると認める区域を路上喫煙禁止区域として指定することができる。

2 市長は、前項の規定による路上喫煙禁止区域の指定（以下「路上喫煙禁止区域の指定」という。）をするときは、あらかじめ当該区域の住民、関係団体等の意見を聴くものとする。

3 市長は、路上喫煙禁止区域の指定をするときは、規則で定める事項を告示しなければならない。

（路上喫煙禁止区域の指定の変更等）

第7条 市長は、必要があると認めるときは、路上喫煙禁止区域の指定を変更し、又は解除することができる。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による変更又は解除について準用する。

（路上喫煙禁止区域内における路上喫煙の禁止）

第8条 市民等は、路上喫煙禁止区域内において路上喫煙をしてはならない。

（指導）

第9条 市長は、前条の規定に違反した者に対し、当該違反行為を是正するために必要な措置を講ずるよう指導することができる。

（委任）

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。